

統計作成プロセス診断の試行に当たっての基本的な考え方

1 趣旨・目的

- ・ 統計作成プロセス診断（第三者監査）は、統計委員会の「再発防止策」（令和元年9月30日建議）や統計改革推進会議統計行政新生部会の「総合的対策」（令和元年12月24日）等を踏まえ、公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）に基づくP D C Aサイクル確立に向けた取組の一環として、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年3月31日）を始め公的統計の品質確保を目指すこれまでの取組も踏まえつつ、統計作成プロセスの現状を客観的に確認し、統計作成府省におけるその主体的な改善を支援・促進するものであり、これを通じ統計作成プロセスの水準を段階的に向上させることを目的とするもの
 - ・ また、第三者の視点の導入及び診断結果の公表により、統計作成プロセスの透明性の向上とともに、当該統計の信頼性の確保にも寄与するもの
- ⇒ 上記の統計作成プロセス診断の趣旨・目的を踏まえ、統計作成プロセス診断の試行は、これまで統計作成プロセス部会要求事項等検討タスクフォースを中心に検討を行ってきた統計作成プロセスに係る要求事項（試行版）の実効性、妥当性等を検証するとともに、本格実施に向けた効果的かつ効率的な診断の方針、方法・手順等の検討に資するため実施するもの

2 対象・範囲

統計作成プロセス診断の試行に当たっては、基幹統計調査及び一般統計調査の中から、以下の視点・留意点を踏まえ、統計作成府省と調整の上、対象となる調査を選定

〔選定に当たっての視点・留意点〕

- i) 各府省・各統計調査の区分・属性等の特性
 - 調査の区分（基幹統計調査又は一般統計調査）
 - 調査対象の属性（個人・世帯、事業所・企業等）や調査の規模
 - 調査系統（国直轄、地方公共団体経由、民間事業者活用等）
 - 調査方法（調査員調査、郵送調査、オンライン調査等）
- ii) 各府省の負担や効率的な実施
 - 府省別の対象数（各府省1～2程度）
 - 「P D C Aサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」（令和2年7月30日）（以下「P D C Aガイドライン」という。）に基づく点検・評価の実施時期を勘案

3 実施体制及び実施時期

- ・ 統計作成プロセス診断の試行は、関係する統計作成府省の協力を得つつ、統計作成プロセス部会要求事項等検討タスクフォース構成員（有識者）（本格実施における「統計監理官」の役割）を中心として、事務局（統計委員会担当室等）が支援する体制により実施
- ・ 実施時期は、試行結果も踏まえ、今年度末までを目途に、要求事項及び方針について取りまとめる予定としていること等を踏まえ、令和3年10月から4年2月までを想定

〔想定スケジュール〕

令和3年10月 事前準備

令和3年11月～4年1月 診断

令和4年1月～2月 診断の試行結果の整理・取りまとめ

4 実施手順・方法及び結果の整理・活用

(1) 事前準備

- ・ 効率的な統計作成プロセス診断の実施の観点から、試行に当たり、診断側（事務局）において、対象となる統計作成府省の協力も得て i) 調査計画を始めとする e-Stat 掲載情報、 ii) 業務マニュアル、 iii) その他参考となる情報等を事前に収集・整理
- ・ 統計作成府省においては、既存の業務マニュアル及び成果物・実施記録等の整理・現状確認、P D C Aガイドラインに基づく点検・評価（既実施の場合、実施結果の提供等）など自己チェックを実施

(2) 診断

- ・ (1) を前提として、業務マニュアルや成果物・実施記録等の現認や担当者ヒアリング等により、要求事項（試行版）の対応状況を確認
 - 「必須」の要求事項について、あらかじめ定める区分（「適合」／「不適合」／「観察事項」、あるいは「不適用」）により、その適合の現状を整理
 - 「推奨」の要求事項について、対応の有無及び具体的な取組内容を確認
 - あわせて、「推奨」の要求事項も踏まえ、段階的な水準の向上に向けた助言、（継続的な）支援の在り方についても検討
- （⇒これらを通じ、要求事項（試行版）の追加、修正等の見直しの余地を検討するための基礎情報（「必須」の要求事項については、「不適合」及び「不適用」区分を中心に）を収集）

(3) 結果の整理・活用

- ・ 要求事項等検討タスクフォースにおいて、統計作成プロセス診断の試行を通じて把握した要求事項（試行版）の見直し余地等や診断実施上の課題、診断担当者及び調査の特性による診断結果の差異等を整理
- ・ 上記整理結果を踏まえ、最終的なとりまとめに向けた要求事項や助言、支援等も含め効果的かつ効率的な診断の実施方針、方法・手順等を検討

（なお、試行の目的を勘案すれば、個々の診断結果の公表や改善を求めるものではないものの、統計作成府省におけるこれらの自主的な活用を妨げるものではない。）

以上